

知的財産翻訳ジャーナル

NIPTA

2026年8月号

NPO日本知的財産翻訳協会機関誌

目 次

巻頭言

- 1 その翻訳文は何を守るのか：
法律の視点から問い直す AI時代の知財翻訳 …………… 長 友 陽 子

解 説

- 4 違いが分かる技術用語・特許用語（105） …………… 倉 増 一
7 特許翻訳における生成 AI 活用検討（1） …………… 塩 崎 理 恵
10 米国特許判例対訳研究（200） …………… 友 野 英 三
12 科学技術用日英翻訳のための類似表現：
意味の違いと表現例（74） …………… 興 野 登

紹 介

- 15 特許翻訳の周辺（16）
日本語の動詞表現に関する考察（1） …………… 倉 増 一
18 知的財産英語の教室から（84） …………… 加 藤 浩

広告

- 表紙 東日テック（株）：中国特許翻訳・調査・出願（代行）の専門会社
11 （株）翻訳センター：特許翻訳者・校正者を募集中
20 日本知的財産翻訳協会入会のご案内、奥付



中国の特許翻訳・調査・出願（代行）の専門会社

●Specialist により Speedy に Reasonable Price でサービスを提供します。



代表取締役
李 東偉 博士（工学）

当社は、2002 年の設立以来、中国の特許翻訳・調査・出願（代行）サービスを提供する専門会社として、特許出願大国である中国の特許関連サービスを提供し、皆様より高い信頼を頂いています。

特許翻訳 技術分野：機械、自動車、電子電気、通信、半導体、熱流体、化学 など
対応言語：日本語、中国語、英語、韓国語

特許調査 対 応 国：中国、韓国、台湾

出願代行 対 応 国：中国

東日テック 株式会社
http://www.tonichi-tech.com

〒130-0026 東京都墨田区両国 4-37-2 TKF 会館 2 階
TEL: 03-3632-1388 FAX: 03-3632-1387

巻 頭 言

その翻訳文は何を守るのか： 法律の視点から問い直す AI 時代の知財翻訳

日本知的財産翻訳協会 理事
園田・小林知財サービス株式会社
取締役 翻訳部長 長友 陽子



注：本稿における報告書の内容紹介、並びに調査結果及び法学者ヒアリングに関する記述は、特に断りのない限り、特許庁「令和7年度産業財産権制度問題調査研究『イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究報告書』」による。¹

1. 人手翻訳不要論のその先

生成 AI や機械翻訳の進歩により、「人手翻訳は近い将来不要になるのではないか」という議論を耳にする機会が増えました。知財分野でも、外国語特許出願に伴う翻訳コストをいかに下げるか、機械翻訳を実務にどこまで取り込めるかが盛んに議論されています。

そのような中、特許庁の令和7年度産業財産権制度問題調査研究として公表された『イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究報告書』は、AI 時代における知財翻訳の位置づけを考えるうえで多くの示唆を含んでいます。同報告書がまず印象的なのは、AI 翻訳や機械翻訳の活用を、単なる翻訳作業の効率化にとどまらず、外国語出願受け入れ制度の一部として検討していることでした。これは、知財翻訳に携わる立場から見ると、少なからず驚きをもって受け止められる点でした。

本稿では、出願人や翻訳者の立場からす

に多く語られてきた「コスト」や「作業効率」の問題から少し離れ、同報告書において法学者が示した問題意識に焦点を当てたいと思います。そこから見えてくるのは、知財翻訳を単なる言語変換や実務上の「負担」としてではなく、特許制度の信頼性を支える制度的インフラとして捉える視点です。

2. コストを払う人、情報を使う人

報告書によれば、企業等が出願国を選定する際に重視するのは、市場の魅力、事業の進出状況、競合他社の存在、権利行使のしやすさなどです。翻訳コストは重要な要素ではあるものの、それだけで出願国が決まるわけではありません。外国企業にとって日本は依然として重要な出願先の一つではあるものの、常に不可欠の出願先とまでは位置づけられず、案件によっては出願対象から外れ得る実態が示されています。

翻訳コストの低減を最も強く望むのは、いうまでもなく出願人です。翻訳に対価を支払

うのは出願人であり、グローバルな特許ポートフォリオを構築する企業にとって、翻訳費用は無視できない出願コストの一部を占めます。そのため、機械翻訳の活用や翻訳要件の緩和に期待が寄せられるのは自然なことです。

しかし、ここで見落としとしてはならない点があります。それは、出願人もまた知財エコシステムを構成する一員であるということです。ある案件では権利取得を目指す出願人であっても、別の案件では競合他社の動向を調査し、自社事業の自由な実施可能性を確認する立場に立ちます。すなわち、出願人は権利者であると同時に、第三者として特許情報を利用する存在でもあります。

この視点に立てば、翻訳を出願人の負担という側面だけでは捉えるのは片手落ちであるといえます。特許公報に記載された情報が適切に理解できることは、競合特許の監視、研究開発戦略の策定、ライセンス交渉、さらには Freedom to Operate (FTO) 調査の前提となります。翻訳は出願人のためだけでなく、特許制度を利用するすべての主体のための情報基盤でもあるのです。

3. 法学者が見る「制度上の課題」

本報告書で特に注目されるのは、法学者がまさにこの観点から問題を捉えている点です。企業や代理人が翻訳コストや手続負担の軽減に関心を寄せる一方、法学者が問題視するのは、特許制度そのものの安定性です。法学者の関心は、「翻訳費用を削減できるか」ではなく、「翻訳文をなくしても特許制度は正常に機能するのか」という点に向けられています。

第一に重視されているのは、権利範囲の明確性です。特許明細書や請求項は技術情報を伝達する文書であると同時に、権利範囲を定める法的文書でもあります。技術内容の大意が理解できれば足りる一般的な技術文献とは

異なり、特許文書では一語一句が法的効果に影響し得ます。仮に機械翻訳に誤訳や訳語不統一が含まれていた場合、その影響は単なる読みにくさにとどまらず、請求項の解釈そのものに及び得ます。

第二に、公示機能への影響があります。特許公報は、出願人のためだけに存在するものではありません。競合企業、研究者、投資家、ライセンサーなど、多くの第三者が権利関係を把握するために利用しています。日本語による適切な情報提供が行われなくなれば、第三者の予見可能性が低下し、特許制度の透明性そのものが損なわれるおそれがあります。

第三に、責任の所在に関する問題があります。機械翻訳を利用した結果、誤訳によって第三者に不利益が生じた場合、その責任を誰が負うのか。出願人なのか、翻訳システムの提供者なのか、あるいは制度を運用する特許庁なのか。この問いは単なる技術論ではなく、法制度の設計そのものに関わる重い課題です。

さらに、法学者は裁判手続との連続性にも注目しています。日本の裁判手続は日本語で行われます。仮に出願・審査段階で外国語書面や機械翻訳への依存を強めたとしても、審決取消訴訟や侵害訴訟に至った場合には、最終的に日本語による解釈を避けることはできません。審査段階と訴訟段階との間に言語上の断絶が生じれば、制度全体の安定性に影響を及ぼす可能性があります。

4. 翻訳は、特許制度の共通言語である

このように見ると、法学者の問題意識は、AIの利用そのものの是非に向けられているわけではありません。むしろ、AIを導入したとしても、権利範囲の明確性、公示機能、第三者保護、裁判実務との連続性をいかに維持するかという点に向けられています。

ここから導かれる重要な示唆は、翻訳が出

願人のためだけに存在しているのではないということです。翻訳は、外国語で記載された発明を自国語に置き換える作業であると同時に、特許権という排他的権利を社会の中で理解可能なものにするための制度的装置でもあります。出願人にとっては負担であっても、第三者にとっては権利内容を把握するための基盤であり、裁判所にとっては権利解釈の出発点となります。

この視点に立つと、「機械翻訳の精度が上がれば翻訳者は不要になる」という単純な議論では不十分です。重要なのは、誰が、どのような基準で、権利文書としての言語の信頼性を担保するのかという点です。知財翻訳の価値は、読みやすい訳文を作ることだけではなく、制度の中でその訳文がどのような法的機能を果たすのかを理解し、その機能に耐え得る言葉を選択することにあります。

5. AI時代の翻訳者は「信頼性の提供者」へ

AI時代において翻訳者に求められる役割は、確かに変化していくでしょう。機械翻訳を活用して、技術内容を効率的に把握したり、訳文作成の初期段階を支援したりする場面は今後さらに増えると思われます。しかし、それは知財翻訳者の専門性が不要になることを意味しません。むしろ、AIの出力を評価し、技術的・法的観点から検証し、権利文書としての信頼性を担保する能力が、これまで以上に重要になるはずです。

AIが生成した訳語がその技術分野で適切か。同一明細書内で用語が統一されているか。原文の限定関係や構成要件の対応関係が正し

く維持されているか。請求項と明細書との整合性に問題はないか。こうした確認は、単なる校正でも自然な日本語への修正でもありません。特許制度の中で文書が果たす機能を理解した上で行う、非常に専門的な品質保証です。

NIPTAが今後果たすべき役割も、ここにあるのではないのでしょうか。出願人の利便性や翻訳者の職域を守るという観点だけでなく、知財翻訳が制度の公示機能、第三者保護、権利の明確性を支えるものであることを社会に発信する必要があります。AI翻訳の活用が広がるほど、信頼できる知財翻訳とは何か、どの部分に人間の専門的確認が不可欠なのかを明確にしていくことが求められます。

6. むすび：翻訳の価値は「誰かのコスト」を超える

本報告書は、人手翻訳の終焉を示唆するものではなく、むしろ、翻訳コストの低減や機械翻訳の活用を検討する過程で、知財翻訳が果たしている法的・制度的機能を改めて浮き彫りにしたものといえます。

AI時代における知財翻訳の価値は、「人間が訳すか、機械が訳すか」という対立軸だけでは捉えきれません。問われているのは、特許権という排他的権利を社会に公示し、第三者の予見可能性を確保し、裁判にも耐え得る文書として、誰が言語の信頼性を支えるのかという問題です。その意味で、知財翻訳者は、技術と言語の橋渡し役にとどまらず、知財制度の透明性と安定性を支える専門家として、今後ますます重要な役割を担うことになるのではないのでしょうか。

参考文献

¹ 特許庁「令和7年度産業財産権制度問題調査研究 イノベーション創出に資する外国語出願の受け入れ環境の在り方に関する調査研究報告書」（一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所、2026年3月）。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_07_zentai.pdf